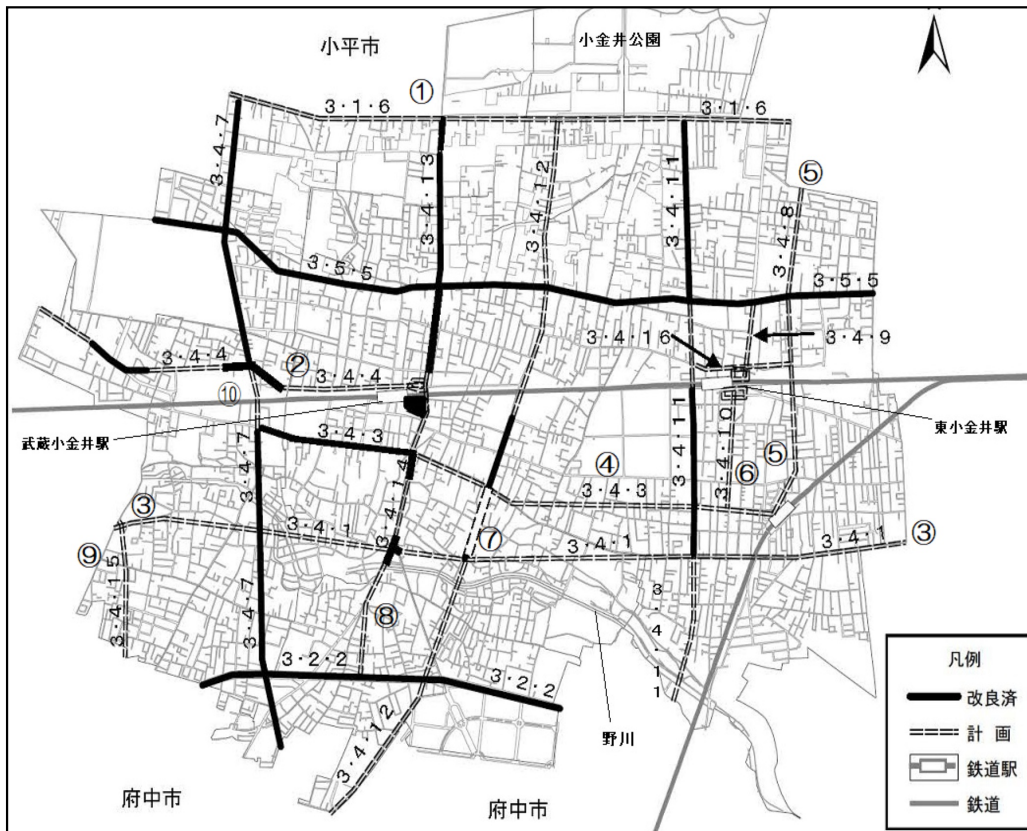


都市計画道路を考える 小金井市民の会

第41号 2019年8月8日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

東京都と小金井市が「都市計画道路の在り方」で意見募集 市内の10本の未整備の都市計画道路、すべて変更・廃止なし



東京都と小金井市は、7月12日、事業中と優先整備路線に選定した路線を除く都市計画道路10路線について、協議の結果、すべての路線を変更も廃止も必要ないとして、東京都のホームページで意見募集開始を公表しました。

これは、東京都と特別区・26市2町との間で、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)」

として、決定したものです。小金井市では、10路線を検討対象としましたが、いずれも、計画を変更する必要なしと判断しています。

市民の会では16日、市の都市計画課の片上係長に面会し、パブコメの周知方法や期間が短く、道路の必要性について検証されていないこと等について抗議し、改善を申し入れました

市
の
都
市
小
金
井

対象とされた路線は次の通りです。

- ① 3・1・6号線 (五日市街道)
- ② 3・4・4号線 (行幸通り・武蔵小金井駅北口から西に延びる道路)
- ③ 3・4・1号線 (連雀通りの西武線から東と新小金井街道から西側)
- ④ 3・4・3号線 (新小金井駅から西に住宅街を貫く)
- ⑤ 3・4・8号線 (東小金井駅東側のけやき通りから南へ新小金井駅までと北大通りから北へ)
- ⑥ 3・4・10号線 (東小金井駅南口から南に3・4・3号線まで)
- ⑦ 3・4・12号線 (図書館本館前の連雀通りから南へと、北大通りから北へ)
- ⑧ 3・4・14号線 (小金井街道の前原4丁目から南へ) など
- ⑨ 3・4・15号線 (国分寺市境の南貫井町4丁目から南へ) ⑩ 3・4・7号線 (新小金井街道の一部)
- ⑩ 3・4・7号線 (新小金井街道の一部・中央線付近)

都の意見募集は
12日までです

送り先FAX
03-5388-1354

小金井市と書いて送ってください

計画道路の地図(平成29年版から引用)を掲載します。

「市民の会」のホームページ ⇒ [小金井道路市民の会](https://koganeiroad.jimdo.com/) <https://koganeiroad.jimdo.com/>
「市民の会」のフェイスブック ⇒ [都市計画道路を考える小金井市民の会](#)

小平3・2・8号線の控訴審＝住民の控訴を棄却 訴訟団＝臨時総会で最高裁に上告決定

7月25日、小平3・2・8号線の控訴審で東京高裁（大段裁判長）は、原告住民の訴えを退ける判決を言い渡しました。
判決主文

- ①控訴人らの訴えを棄却する、
- ②裁判費用は控訴人らの負担とする

訴訟団は8月3日に臨時総会を開き、最高裁に上告することを満場一致で決定しました。

総会で、吉田弁護士が、地裁も判断していないとんでもない判決を下していることも指摘しました。

環境アセスについては、技術指針に基づき、専門家が適切に行なっているから問題ないとし、交通量についても、現実には交通量が減っている事実に触れず、道路ネットワークが充実する、交通が円滑化するなど行政の計画を絶対視する判断をしています。

平成22年交通センサスに基づく交通予測データが事業認可の直前に公表されたので、それ以前の平成17年センサスに基づいた将来交通予測が交通量を過大に算出していたことは問題ないと判断。

居住の権利は基本的人権という原告の指摘に対し、正当な補償があれば問題ないとし、小平市内で引越し可能と決めただけだから、金銭的賠償でよいとしている。

また、原告となったのは少数であり、原告以外は反対ではないのではないかと、と勝手な判断も。

昭和37年の「都市計画決定」の違法性については、「大東亜戦争遂行のため、大臣決裁・内閣認可を省略できる」という、「戦争遂行のため」というのは目的でなく、動機付けにすぎないので、戦争終わった後でも、憲法上問題ないと、これも一審判決で触れていないことを主張。

さらに、この決裁書は「局長決裁」の欄が局長印でなく、「代決」とされているが、代決されなかった場合は、いずれ局長が決裁すると推認でき、また、局長印がないという瑕疵は長年問題とされてこなかったからさほど重大な瑕疵と言えないと判断をしました。

ただ、原告適格の問題については、地裁の判決を否定しなかったため、原告適格を広く認めた地裁判決を認めたこととなった。道路からかなり離れた5人（1人は2・6km離れたところに）の裁判を受ける権利ありとしました。



世田谷放射23号線（松原）の裁判 住民をだました国と東京都

7月23日、甲州街道と井ノ頭通りから環七の間の約1キロの計画道路。原告側の2人の証人尋問があり、道路の裁判ではめずらしく2時間を超えて行われた。小金井から3人が傍聴しました。

借家だった原告が都市計画道路と知ったのは、建替えとなった隣家から聞いてからのこと。その後、所有者の国・管財局から、土地購入を持ちかけられたので、計画はなくなつたと思われ。その後は区から耐震審査を進められ、600万円をかけて工事した。しかも、計画道路は都の給水所を避

けるようにして曲がっているので建設局に給水所を通過する案に変更できないか相談したところ、水道局の管轄と言って、建設局の職員と一緒に水道局に交渉した。

ひどいのは、この交渉の3日後に、事業認可したこと。だまされた原告は訴えました。



<前回の世話人会以降の活動経過>

- 7月4日 第41回世話人会:会報第40号発行
- 7月9日 会報第40号を市議会会派・市長に届け
- 7月12日 東京都が「都市計画道路在り方基本方針(案)」公表、意見募集(パブコメ)開始
- 7月14日 共同代表会議(都の在り方案対策)
- 同 都の意見募集(パブコメ)開始を会員にメール配信
- 7月15日 講演「羽村市のまちづくり」に出席
- 7月16日 小金井市都市整備部面会(在り方で申し入れ)
- 同 3・4・11住民の会世話人会
- 7月23日 世田谷23号線裁判傍聴
- 7月25日 小平3・2・8号線控訴審判決裁判傍聴
- 7月30日 大山26号線裁判傍聴
- 8月1日 赤羽西86号線裁判傍聴
- 8月3日 小平3・2・8号線訴訟団臨時総会に出席
- 8月8日 第42回世話人会

<今後の日程>

- 8月12日 都の都市計画在り方基本方針案意見募集締め切り

- 9月5日 第43回世話人会

<これからの他地域の裁判>

- 9月9日14時 東京外環道裁判(103号法廷)
- 9月18日11時30分 東京外環道青梅IC裁判(522号法廷)
- 9月18日13時50分 世田谷106号控訴審判決(808号法廷)